産業廃棄物管理票交付等状況報告書作成要領

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課

目次

１．産業廃棄物管理票交付等状況報告書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

２．記入事項について・・・ ２

３．産業廃棄物管理表交付等状況報告書の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６

４．提出先及び問い合わせ先・・ ９

５．留意事項・・・ 10

６．電子マニフェストについて・・ 11

別表１　日本標準産業分類一覧
別表２　産業廃棄物分類表
別表３　特別管理産業廃棄物分類表
別表４　産業廃棄物種類別換算係数表（参考値）

１．産業廃棄物管理票交付等状況報告書について

平成 20 年４月１日から、産業廃棄物を排出し、紙の産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付した事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）第１２条の３第７項に基づき、毎年６月 30 日までにその年の３月 31 日以前の１年間に交付したマニフェストに関する報告書（様式第３号）を事業場ごとに作成し、都道府県知事（又は政令市長）に報告しなければなりません。（＊）

なお、マニフェストには「紙」と「電子」がありますが、電子マニフェストを使用した分については、情報処理センターが集計し県知事（政令市長）に報告を行うため、事業者が自ら報告する必要はありません。

報告者はマニフェストの交付者です。

（排出事業者及び二次マニフェストを交付した中間処理業者（最終処分等の処分委託をする場合））

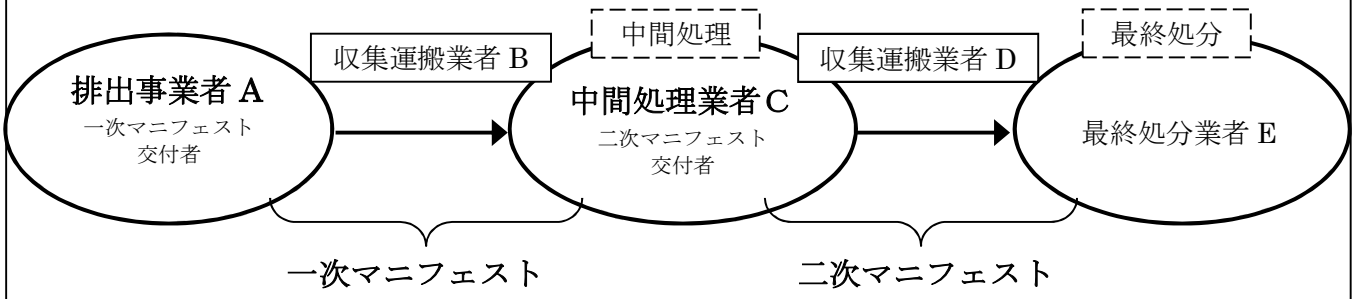

報告者	報告内容	運搬受託者	処分受託者
排出事業者 A	一次マニフェストについて	収集運搬業者 B	中間処理業者 C
中間処理業者 C	二次マニフェストについて	収集運搬業者 D	最終処分業者 E

○ 令和元年度産業廃棄物管理票交付等状況報告書の場合

報告対象　令和２年４月１日～令和３年３月 31 日の間に産業廃棄物を排出し、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を交付した事業者

提出期限　令和３年６月 30 日

提出書類　産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第３号）

報告内容　産業廃棄物の種類、運搬受託者、処分受託者ごとの排出量及びマニフェスト交付枚数、運搬受託者及び処分受託者の名称、運搬先と処分場所の住所、許可番号等

提 出 先　廃棄物の排出場所により提出先が異なります。９頁をご参照下さい。

- 県知事（各県民局）宛…　兵庫県内（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市を除く）で産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付した場合
- 各政令市長 宛 ……　神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市（各政令市所管地域）で産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付した場合

＊行政報告の義務化について

以前、法第 12 条の３第７項の規定に基づく産業廃棄物管理票交付等状況報告書は提出が猶予されていましたが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則が改正（平成 18 年 7 月 26 日付け環境省令第 23 号）されたため、平成 20 年４月１日から報告が必要となりました。

２．記入事項について

① 報告者の住所	個人の場合は住民票記載住所、法人の場合は商業登記の（本社）住所を記入してください。
報告者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）	個人の場合は個人の氏名、法人にあっては法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
電話番号	報告者の電話番号を記入してください。
② 事業場の名称	産業廃棄物を排出する事業場の名称を記入してください。報告書は事業場ごとに作成し、提出してください。 ＊設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が２以上ある場合は、これらを１事業場としてまとめて報告してください。 （例：トンネル工事、護岸工事、高速道路の建設工事等 ＊単発の工事は該当しません。工事現場ごとに作成して下さい。）
③ 事業場の所在地	産業廃棄物を排出する事業場の住所及び電話番号を記入してください。 ＊建設工事のように、産業廃棄物を排出した場所が一定の連絡先をもたない場合は、工事を管轄する支社又は営業所等の住所を併記し、連絡先を明記してください。
④ 業種	別表１の日本標準産業分類一覧から業種を選択し、コードと名称を記入してください。産業分類の詳細については総務省ホームページで確認してください。 （参考） https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm **＊平成 25 年 10 月に日本標準産業分類が改訂されていますので、ご留意ください。**
⑤ 番号	委託した産業廃棄物の種類、運搬受託者、処分受託者ごとにマニフェストを取りまとめ報告しなければなりません。番号は１から順に振ってください。 ただし、区間を分けて、２以上の収集運搬業者に委託する場合は、複数行にわたり同じ番号を記入してください。（記入例４参照）
⑥ 産業廃棄物の種類	産業廃棄物の種類ごとに記載してください。交付したマニフェスト及び別表２、３の産業廃棄物分類表を参考に記入してください。 **すべての産業廃棄物について記入が必要です。**
⑦ 排出量（ｔ）	委託した産業廃棄物の数量（単位トン）を記入してください。 ＊マニフェスト記載単位がキログラムの場合、単位をトンに換算して記入してください。1,000kg→１ｔ ＊排出量が容積（m^3）でしかわからない場合は別表４の換算係数表を使って換算することも可能です。別表４はあくまでも参考値で

	すので、各事業場で排出している産業廃棄物について自社で換算できる場合はその値を使用し、報告してください。 排出量（ｔ）＝廃棄物容積（m^3）×換算係数（ｔ/m^3）
⑧ 管理票の交付枚数	マニフェストの交付枚数を記入してください。 （紙マニフェストの場合、複写式なので１セットで１枚と数える。 ＊A 票の枚数と考えてください。）
⑨ 運搬受託者の許可番号	産業廃棄物の運搬を委託した業者の許可番号を 11 桁で記入してください。廃棄物を積む場所を管轄する行政庁の許可番号のみで構いません。(兵庫県管轄区域であれば許可番号は 028 から始まります。収集運搬委託契約書で必ず確認してください。)
⑩ 運搬受託者の氏名又は名称	産業廃棄物の運搬を委託した事業者の法人名、又は個人であれば氏名を記入してください。 ただし、自ら運搬する場合は「自己運搬」と記入してください。（記入例３参照）
⑪ 運搬先の住所	運搬先の住所を記入してください。 （収集運搬業者の所在地ではなく、廃棄物の運搬先を記入します。マニフェストを確認してください。） このとき、同一事業者が積み替えを行う場合にあっては、最終運搬先（処分業者の事業場）の住所を記載してください。
⑫ 処分受託者の許可番号	処分受託業者の許可番号を 11 桁で記入してください。（処分委託契約書で必ず確認して下さい。）
⑬ 処分受託者の氏名又は名称	産業廃棄物の処分を委託した事業者の法人名、又は個人であれば氏名を記入してください。
⑭ 処分場所の住所	処分場所の住所を記入してください。ただし、運搬先と同じ場合は記入する必要はありません。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書様式

兵庫県知事に報告する場合は下記の様式をお使い下さい。

様式第三号　　（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和　　年度）

兵庫県知事　殿

令和　　年　　月　　日

報告者

住所

氏名　　（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

①

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、　令和　　年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	②						業種	④	
事業場の所在地	③						電話番号		
番号	産業廃棄物の種類	排出量（t）	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭

備考

1　この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。

2　同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短時間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。

3　産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。

4　業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。

5　運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。

6　処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。

7　区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごと運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

（日本工業規格　A列4番）

①②③⑩⑪⑬については保管しているマニフェストから確認してください。

⑦⑧については廃棄物の種類、運搬受託者、処分受託者が同じ場合は集計し、合計値を記入してください。

⑨⑫については委託契約書及びそれに付帯する許可証の写しから確認してください。

⑤には連番を記入してください。

④については別表１から記入してください。

⑥についてはマニフェスト及び別表２、３から確認し記入してください。

⑭については運搬先と同じ場合は記入不要です。

複写式紙マニフェストの該当箇所（例示）

A　票　排出事業者の控え

B１票　運搬業者の控え

B２票　運搬業者から排出事業者に送付され、運搬終了を確認

C１票　処分業者の控え

C２票　処分業者から運搬業者に送付され、処分終了を確認

D　票　処分業者から排出事業者に送付され、処分終了を確認

E　票　処分業者から排出事業者に送付され、最終処分終了を確認

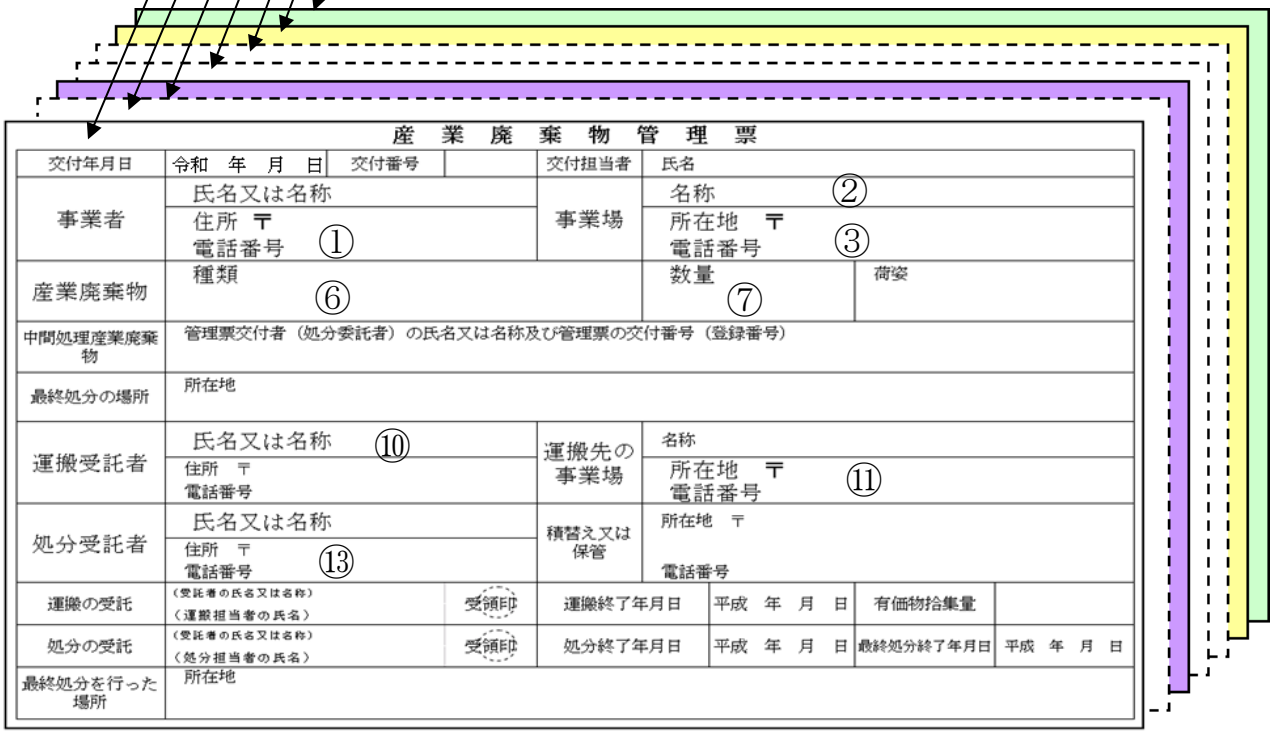

産　業　廃　棄　物　管　理　票

交付年月日	令和　年　月　日	交付番号		交付担当者	氏名
事業者	氏名又は名称			事業場	名称　②
	住所　〒 電話番号　①				所在地　〒 電話番号　③
産業廃棄物	種類 ⑥			数量 ⑦	荷姿
中間処理産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）				
最終処分の場所	所在地				
運搬受託者	氏名又は名称　⑩			運搬先の事業場	名称
	住所　〒 電話番号				所在地　〒 電話番号　⑪
処分受託者	氏名又は名称			積替え又は保管	所在地　〒
	住所　〒 電話番号　⑬				電話番号
運搬の受託	（受託者の氏名又は名称） （運搬担当者の氏名）	受領印	運搬終了年月日	平成　年　月　日	有価物拾集量
処分の受託	（受託者の氏名又は名称） （処分担当者の氏名）	受領印	処分終了年月日	平成　年　月　日	最終処分終了年月日　平成　年　月　日
最終処分を行った場所	所在地				

⑦については単位をトンに換算して記入してください。

⑧（前頁参照）については左のような複写式紙マニフェストであれば、最終処分まで終了すると排出事業者はA、B2、D、E の４枚を保管していることになります。

このセットで１枚と数えてください。

基本的には A 票の枚数と考えてください。

（マニフェストに関する基本的事項）

＊　産業廃棄物は排出事業者自らが適正に処理することが原則です。

＊　産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合は、マニフェストにより、委託した産業廃棄物が最終処分まで適正に処理されたか確認する義務があります。

＊　<u>マニフェストは**排出事業者**自らが交付しなければなりません。</u>

＊　マニフェストは産業廃棄物の引き渡しと同時に、廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付しなければなりません。

＊　マニフェストの写しは５年間保管しなければなりません。

３．産業廃棄物管理票交付等状況報告書の記入例

記入例１（工場等）

化学工業の事業を行っている株式会社〇〇兵庫工場が、
年間に廃油 50 トンを委託処理するのにマニフェスト 25 枚、
廃酸 10 トンを委託処理するのにマニフェスト 5 枚、
強酸（特別管理産業廃棄物）20 トンを委託処理するのにマニフェスト 14 枚、
有害汚泥（特別管理産業廃棄物）13ｔを委託処理するのにマニフェスト 6 枚を交付した場合。

（令和　　XX　　年度）

令和XY年６月１５日

者
住所　大阪府〇〇市〇〇町１－２－３
氏名　（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
株式会社〇〇
兵庫　太郎

電話番号　〇〇〇-×××-△△△△

収集運搬業者の所在地ではなく、
廃棄物の運搬先を記入する。

廃棄物の処理及び　　き、　令和　XX　　年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	株式会社〇〇　兵庫工場					業種	16 化学工業	
事業場の所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 兵庫県〇〇市〇〇町1-2-3					電話番号	×××-××××-××××	
番号	産業廃棄物の種類	排出量（t）	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	0300廃油	50	25	02804△△△△△△	＊＊＊商事(株)	兵庫県〇〇市△町１－１	02824××××××	(株)〇〇産業	
2	0400廃酸	10	5	02814■■■■■■	××運輸(株)	兵庫県〇〇市△町123	02824〇〇〇〇〇〇	(株)〇〇産業	
3	7100強酸	20	14	02854■■■■■■	××運輸(株)	兵庫県〇〇市△町123	02874〇〇〇〇〇〇	(株)〇〇産業	
4	7426汚泥（有害）	13	6	02855◎◎◎◎◎◎	◇◇商事(株)	岡山県〇〇市△町123	03384××××××	環境〇〇(株)	

備考
1　この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること
2　同一の都道府県（政令市）の区
3　産業廃棄物の種類及び委託先こ
4　業種には日本標準産業分類の中
5　運搬又は処分を委託した産業廃
　　すること。
6　処分場所の住所は、運搬先の住
7　区間を区切って運搬を委託した

排出量　単位は必ずトンで統一する。
＊排出量が容積（m^3）でしかわからない場合は別表４の換算係数表を使って換算することも可能。
別表４はあくまでも参考値なので、各事業場で排出している産業廃棄物について自社で換算できる場合はその値を使用し、報告する。
排出量（ｔ）＝廃棄物容積（m^3）×換算係数（ｔ/m^3）

記入例２（建設業）

記入例

建設業の事業を行っている株式会社◎◎建設兵庫支社(住所:兵庫県■■市 99-9)が、

○○ビル(住所:兵庫県○○市○○町 1-2-3)の建設工事を行い、

建設系混合廃棄物（木くず、紙くず、がれき類の混合物）25 トンを委託処理するのにマニフェスト８枚、

がれき類 118 トンを委託処理するのにマニフェスト 10 枚、

がれき類２トンを委託処理するのにマニフェスト１枚、

がれき類（石綿含有産業廃棄物）１ｔを委託処理するのにマニフェスト１枚を交付した場合。

建設工事の場合、工事を管轄する支社又は営業所等の名称、住所を併記し、連絡先を記入。

年度）

令和XY年６月１５日

■■町99-9

名称及び代表者の氏名）

株式会社◎◎建設兵庫支社

電話番号　○○○-×××-△△△△

第7項の規定に基づき、　令和　XX　年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	○○ビル建設現場　（株式会社◎◎建設兵庫支社）	業種	06 総合工事業
事業場の所在地	〒 ○○○-○○○○ 兵庫県○○市○○町1-2-3（兵庫県■■市■■町99-9）	電話番号	×××-××××-××××

番号	産業廃棄物の種類	排出量（t）	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	2020建設系混合廃棄物(木くず、紙くず、がれき類)	25	8	2804△△△△△△	＊＊＊商事(株)	兵庫県○○市△町１－１	2824××××××	(株)○○産業	
2	1500がれき類	118	10	2814■■■■■■	××運輸(株)	兵庫県○○市△町123	2824○○○○○○	(株)○○エコ	
3	1500がれき類	2	1	2815◎◎◎◎◎◎	◇◇サービス(株)	岡山県○○市△町123	3324××××××	環境○○(株)	
4	2440 がれき類（石綿含有産業廃棄物）								

一体不可分である建設系混合廃棄物の場合は、混合廃棄物種類（2010 安定型のみ、2020 管理型含む）を選択し、さらにその混合廃棄物の種類内訳を記入。

備考

1　この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交

2　同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短時間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。

3　産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。

4　業種には日本標準産業分類の中分類を記入する

5　運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産

すること。

6　処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場

7　区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が

石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト廃棄物のうち、工作物の新築、改築、又は除去に伴って生ずる産業廃棄物で、石綿をその重量の０．１％を超えて含有するもの）の場合は石綿含有産業廃棄物（2410～2470）から選択し記入。

記入例３（自ら運搬した場合）

自己運搬についてのマニフェスト交付はありませんが、処分を委託した場合はマニフェストを交付しているため、その状況を報告する必要があります。

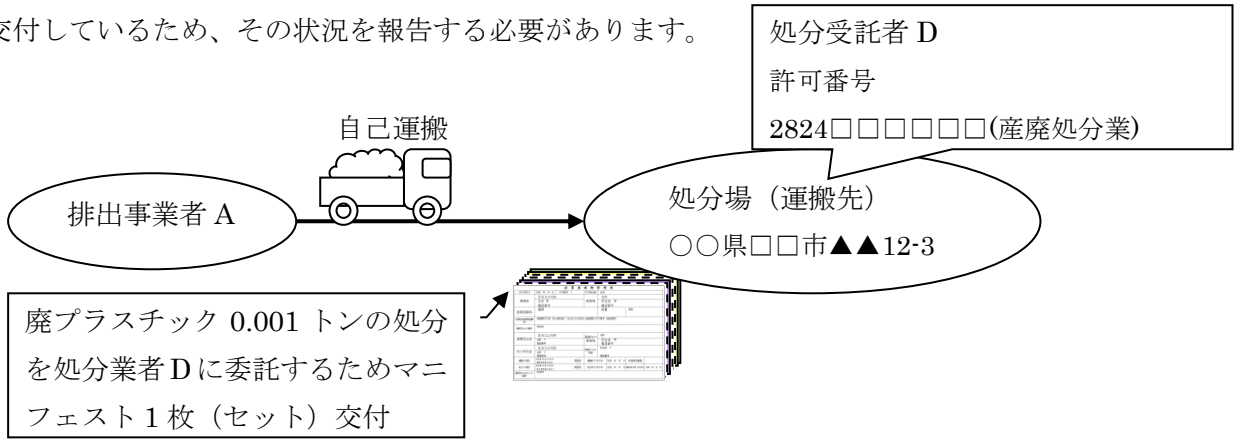

番号	産業廃棄物の種類	排出量（t）	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	0600　廃プラスチック類	0.001	1		自己運搬	○○県□□市▲▲12-3	2824□□□□□□	処分受託者Ｄ	

記入例４（区間を区切って２以上の収集運搬業者に委託した場合）

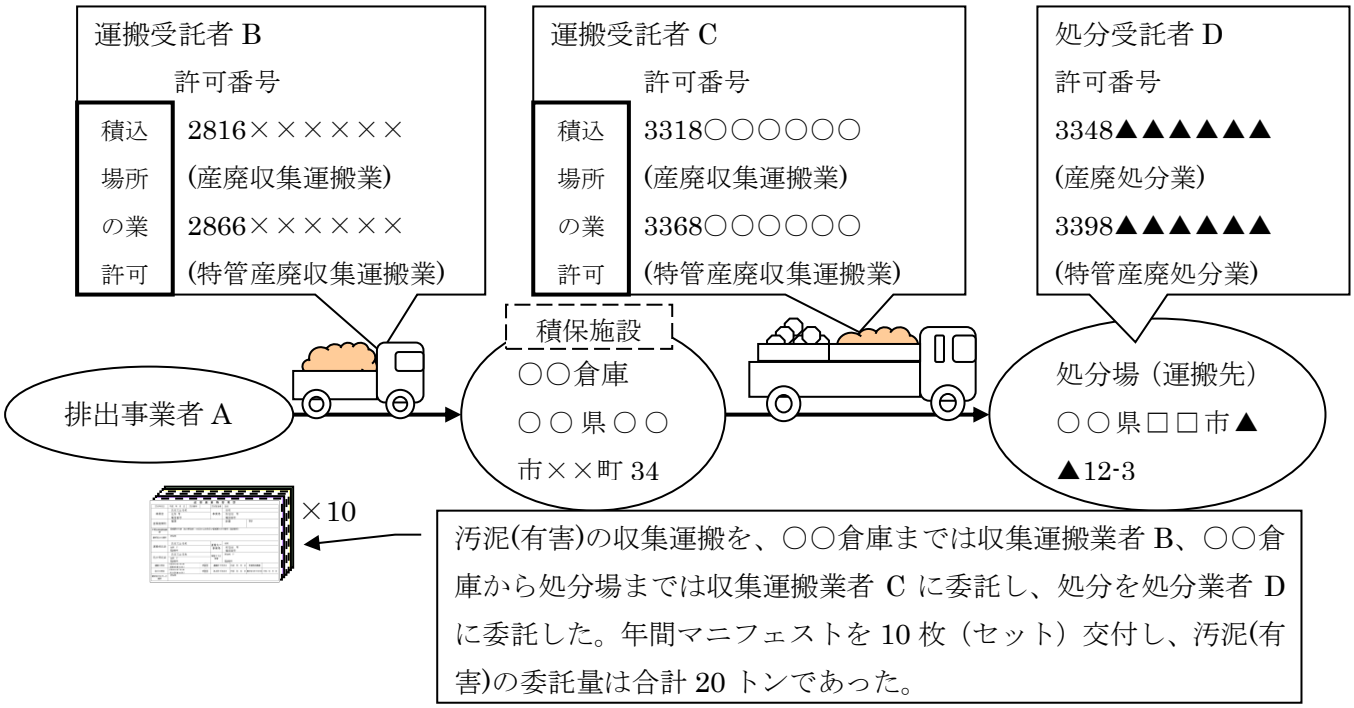

番号	産業廃棄物の種類	排出量（t）	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	7426　汚泥（有害）	20	10	2866××××××	運搬受託者Ｂ	○○県○○市××町34			
1				3368○○○○○○	運搬受託者Ｃ	○○県□□市▲▲12-3	3398▲▲▲▲▲▲	処分受託者Ｄ	

＊業者によっては複数の許可番号を持っている場合がありますので委託契約書で確認してください。上記の場合は特別管理産業廃棄物（特管産廃）を委託したので、特別管理産業廃棄物の処理業許可番号を記入する。

４．提出先及び問い合わせ先

産業廃棄物の排出場所により、報告書の提出先が異なります。下の表をご覧の上、提出先をご確認ください。

また、複数の場所から産業廃棄物を排出した場合は、報告書の提出先ごとに報告書を作成し提出する必要があります。

なお、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市への提出分は、宛先が各市長となるなど報告様式も異なります。様式や報告方法などの詳細については、各市へお問い合わせください。

廃棄物の発生場所	報告書の提出先（問い合わせ先）	
芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	阪神北県民局 環境課	〒665-8567　宝塚市旭町2-4-15 TEL：0797-83-3146
加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	東播磨県民局 環境課	〒675-8566　加古川市加古川町寺家町天神木97-1 TEL：079-421-9313
西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	北播磨県民局 環境課	〒673-1431　加東市社字西柿1075-2 TEL：0795-42-5296
神河町、市川町、福崎町、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町	西播磨県民局 環境課	〒678-1205　赤穂郡上郡町光都2-25 TEL:0791-58-2138
豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町	但馬県民局 環境課	〒668-0025　豊岡市幸町7-11 TEL:0796-26-3651
丹波篠山市、丹波市	丹波県民局 環境課	〒669-3309　丹波市柏原町柏原688 TEL：0795-73-3774
洲本市、南あわじ市、淡路市	淡路県民局 環境課	〒656-0021　洲本市塩屋2-4-5 TEL：0799-26-2072
	兵庫県の環境のホームページ 「ひょうごの環境」で検索！	http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/ 「お知らせ一覧」に案内を掲載しています。

廃棄物の発生場所	報告書の提出先（問い合わせ先）	
神戸市	神戸市 環境局 事業系廃棄物対策課	〒651-0086　神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザＥＡＳＴ２階 TEL：078-595-6186 市ホームページから「マニフェスト交付等状況報告」で検索
姫路市	姫路市 環境局 美化部 産業廃棄物対策課	〒670-8501　姫路市安田4-1 TEL：079-221-2405 https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000000503.html
尼崎市	尼崎市 経済環境局 環境部 産業廃棄物対策担当	〒660-8501　尼崎市東七松町1-23-1 TEL：06-6489-6310 http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/sinseisyo/dl_sanpai/035manihoukoku2.html
明石市	明石市 市民生活局 環境室 産業廃棄物対策課	〒674-0053 明石市大久保町松陰1131 明石クリーンセンター管理棟２階 TEL：078-918-5784 市ホームページから「マニフェスト交付等状況報告」で検索
西宮市	西宮市 環境局 環境総括室 産業廃棄物対策課	〒662-0934　西宮市西宮浜3-8環境事業部2階 TEL：0798-35-0185 https://www.nishi.or.jp/kotsu/kankyo/sangyohaikibutsu/haikikanri.html

注意：神戸市の庁舎移転について

神戸市において産業廃棄物を排出した場合は、神戸市が令和元年６月から庁舎移転したことに伴い、提出先・問い合わせ先が変更されていますので、ご注意ください。

５．留意事項

電子マニフェストについて

電子マニフェストを使用すると産業廃棄物管理票交付等状況報告書提出の必要はありません。ただし、事業場で電子マニフェストに加入していても、紙マニフェストを用いて廃棄物を処理した場合は、紙マニフェスト分について報告しなければなりません。

報告対象について

当該報告は、マニフェストの交付状況について報告を求めるものです。

以下の場合についてはマニフェストの交付がないため、報告の対象外です。

１．事務所からの紙類等、いわゆる事業系一般廃棄物であり、産業廃棄物に該当しないもの

２．専ら物（古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維）のみを再生目的で扱う業者に処理を委託した場合

３．市町が併せ産廃として処理した場合（ただし、運搬を許可業者委託した場合は報告が必要）

４．法１５条の４の２第１項に規定する再生利用認定を受けた処理業者に委託した場合

５．法１５条の４の３第１項に規定する広域認定を受けた処理業者に処分を委託した場合

罰則について

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出義務を怠った場合は都道府県知事又は政令市長から必要な措置を講ずるよう勧告されることがあり、勧告に従わない場合はその旨が公表されることがあります。公表後に改善が見られない場合必要な措置を講ずるよう命ぜられ、この命令に違反した場合は１年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられます。

関係法令

廃棄物処理法 第 12 条の 3 第 7 項	管理票交付者は環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。 （令第 27 条に規定する市（政令市）にあっては市長）
廃棄物処理法 施行規則第 8 条の 27	法第 12 条の 3 第 7 項の規定による管理票に関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場（同一の都道府県（令第 27 条に規定する市（政令市）にあっては、市）の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が二以上ある場合には、当該二以上の事業場を一の事業場とする。）ごとに、毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の一年間において交付した管理票の交付等の状況に関し、様式第三号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

６．電子マニフェストについて

電子マニフェストは、**(公財)日本産業廃棄物処理振興センター**が、廃棄物処理法第１３条の２第１項の規定により、環境大臣から全国で唯一の電子マニフェスト運営主体である**「情報処理センター」**に指定されて運営しています。

電子マニフェストの仕組み

電子マニフェストとは、紙のマニフェストに代えて環境大臣が指定する情報処理センターが運営する電子情報処理ネットワークを使用して、排出事業者・収集運搬業者・処分業者をパソコンでつないでマニフェスト情報を報告・管理するシステムです。

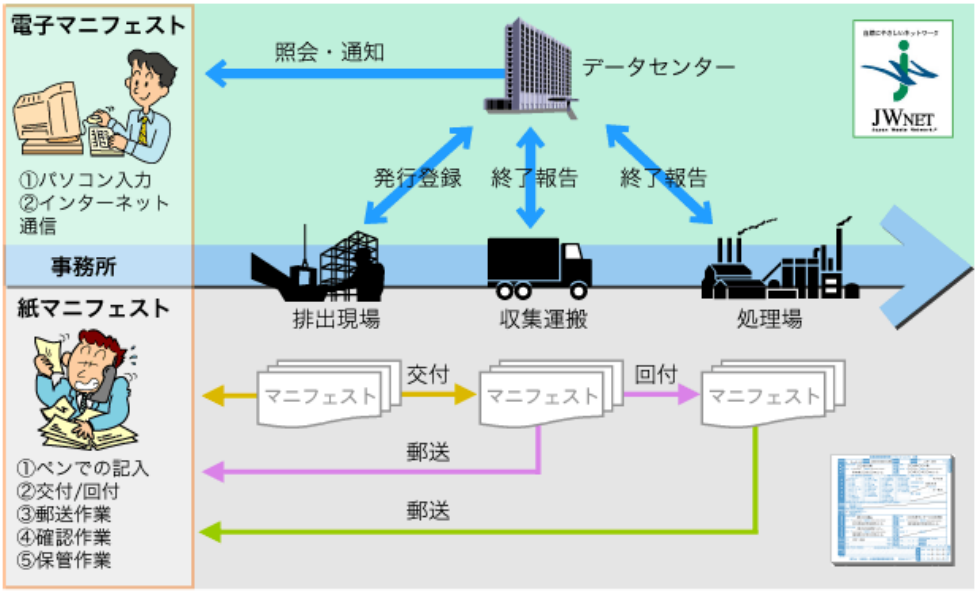

ただし、これを使用するためには、排出事業者、運搬業者、処分業者の三者が加入している必要があります。

電子マニフェストの特徴とメリット

事務処理の効率化

マニフェスト情報を簡単な入力操作で登録･報告できます。

法令遵守

システムが登録項目の入力を確認し、記載漏れをチェックします。

データの透明性

マニフェスト情報は第三者である情報処理センターがデータを管理･保存します。

管理票交付状況の行政報告が不要

電子マニフェスト利用分は、情報処理センターが報告するため所管行政庁への報告が不要です。

詳細や加入方法等については、電子マニフェストシステムを運用している（公財）日本産業廃棄物処理振興センターホームページ(http://www.jwnet.or.jp)をご参照ください。

一部事業者（前々年度の特別管理産業廃棄物の排出量が 50t 以上（PCB 廃棄物を除く））において、令和２年度から電子マニフェストの使用が義務化されました。詳細は環境省ＨＰをご覧ください。　http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/faq_mani.html

	お問い合わせ先
（公財）日本産業廃棄物処理振興センター サポートセンター	TEL：　0800－800－9023 http://www.jwnet.or.jp/jwnet/

別表1　日本標準産業分類一覧（平成25年10月改訂）

＊平成25年10月に日本標準産業分類が改訂され、平成26年4月1日から新しい分類が適用されています。
（中分類に変更はありません。）

大分類	中分類（業種区分）
A 農業,林業	01　農業
	02　林業
B 漁業	03　漁業（水産養殖業を除く）
	04　水産養殖業
C 鉱業,採石業,砂利採取業	05　鉱業,砕石業,砂利採取業
D 建設業	06　総合工事業
	07　職別工事業（設備工事業を除く）
	08　設備工事業
E 製造業	09　食料品製造業
	10　飲料・たばこ・飼料製造業
	11　繊維工業
	12　木材・木製品製造業（家具を除く）
	13　家具・装備品製造業
	14　パルプ・紙・紙加工品製造業
	15　印刷・同関連業
	16　化学工業
	17　石油製品・石炭製品製造業
	18　プラスチック製品製造業（別掲を除く）
	19　ゴム製品製造業
	20　なめし革・同製品・毛皮製造業
	21　窯業・土石製品製造業
	22　鉄鋼業
	23　非鉄金属製造業
	24　金属製品製造業
	25　はん用機械器具製造業
	26　生産用機械器具製造業
	27　業務用機械器具製造業
	28　電子部品・デバイス・電子回路製造業
	29　電子機械器具製造業
	30　情報通信機械器具製造業
	31　輸送用機械器具製造業
	32　その他の製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33　電気業
	34　ガス業
	35　熱供給業
	36　水道業
G 情報通信業	37　通信業
	38　放送業
	39　情報サービス業
	40　インターネット附随サービス業
	41　映像・音声・文字情報製作業
H 運輸業	42　鉄道業
	43　道路旅客運送業
	44　道路貨物運送業
	45　水運業
	46　航空運輸業
	47　倉庫業
	48　運輸に附帯するサービス業
	49　郵便業(信書便事業を含む)

大分類	中分類（業種区分）
I 卸売業・小売業	50　各種商品卸売業
	51　繊維・衣服等卸売業
	52　飲食料品卸売業
	53　建築材料,鉱物・金属材料等卸売業
	54　機械器具卸売業
	55　その他の卸売業
	56　各種商品卸売業
	57　織物・衣服・身の回り品小売業
	58　飲食料品小売業
	59　機械器具小売業
	60　その他の小売業
	61　無店舗小売業
J 金融・保険業	62　銀行業
	63　協同組織金融業
	64　貸金業,クレジットカード業等非預金信用機関
	65　金融商品取引業,商品先物取扱引業
	66　補助的金融業等
	67　保険業（保険媒介代理業,保険サービス業を含む）
K 不動産業	68　不動産取引業
	69　不動産賃貸業・管理業
	70　物品賃貸業
L 学術研究,専門・技術サービス業	71　学術・開発研究機関
	72　専門サービス業（他に分類されないもの）
	73　広告業
	74　技術サービス業（他に分類されないもの）
M 宿泊業,飲食サービス業	75　宿泊業
	76　飲食店
	77　持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業,娯楽業	78　洗濯・理髪・美容・浴場業
	79　その他の生活関連サービス業
	80　娯楽業
O 教育,学習支援業	81　学校教育
	82　その他の教育,学習支援業
P 医療,福祉	83　医療業
	84　保健衛生
	85　社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス事業	86　郵便局
	87　協同組合（他に分類されないもの）
R サービス業（他に分類されないもの）	88　廃棄物処理業
	89　自動車整備業
	90　機械等修理業（別掲を除く）
	91　職業紹介・労働者派遣業
	92　その他の事業サービス業
	93　政治・経済・文化団体
	94　宗教
	95　その他のサービス業
	96　外国公務
S 公務（他に分類されないもの）	97　国家公務
	98　地方公務
T 分類不能の産業	99　分類不能の産業

*日本標準産業分類の詳細については次頁以降もしくは総務省HPで確認して下さい。
https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

別表2　産業廃棄物分類表

産業廃棄物			例示
0100	燃え殻		石炭灰、コークス灰、木灰、廃カーボン
0200	汚泥	無機性汚泥	浄水場汚泥、金属表面処理汚泥、セメント工場排水処理汚泥、脱硫石膏
		有機性汚泥	ビルピット汚泥、下水処理汚泥
0300	廃油	一般廃油	エンジンオイル、機械油、絶縁油、アルコール等
		固形油	アスファルト、タールピッチ、パラフィンロウ、固形脂肪酸
		油泥	タンクスラッジ
0400	廃酸		硫酸系、塩酸系、フッ化水素系、クロム酸、混酸、写真（レントゲン）定着廃液、ホルマリン、排ガス洗浄廃液、酸洗工程廃液
0500	廃アルカリ		アンモニア系、カ性ソーダ系、シアン化ソーダ系、レントゲン現像廃液
0600	廃プラスチック類		フェノール樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂、ポリエチレン樹脂、アクリル繊維、ビニロン繊維、ポリエチレン繊維、合成皮革、レントゲンフィルム
		廃タイヤ	廃タイヤ
0700	★紙くず		新聞紙、グラビア用紙、油紙、建設現場から排出される紙くず等
0800	★木くず		木くず、おがくず、竹、建設系に係る木くず 貨物の流通のために使用したパレット（＊）
0900	★繊維くず		綿花、麻、羊毛、カシミヤ、レーヨン、ロープ
1000	★動植物性残渣		ハム、ソーセージ残渣、スクリーンかす、野菜くず、パンくず
1100	ゴムくず		天然ゴムくず、エボナイトくず、廃ラテックス
1200	金属くず		トタンくず、スクラップ、ブリキくず、金属研磨くず、金属製機械器具
1300	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		窓ガラス、びん類、薬品びん、体温計、セラミックくず、れんが、陶器、コンクリート製品くず 、ギブス用石膏、廃石膏ボード
1400	鉱さい		転炉、高炉、溶鉱炉等の残さい、金属スラグ、粉炭かす、不良鉱石
1500	がれき類		アスファルトコンクリートがら、道路掘削廃材、骨材、石材、スレート
1600	★動物のふん尿		動物の糞尿
1700	★動物の死体		動物の死体
1800	ばいじん		大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設において発生するばいじんであって、集塵施設によって集められたもの。汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず（PCBが塗布されたもの）又は金属くず（PCBが付着し、又は封入されたもの）の焼却施設において発生するばいじんであって、集塵施設によって集められたもの
1900	13号廃棄物		産業廃棄物を処分するために処理したものであって、以上の産業廃棄物に該当しないもの
4000	動物系固形不要物		と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
2010	建築系混合廃棄物（安定型のみ）		建設工事からでた安定型廃棄物で不可分一体のもの（混合している廃棄物の種類を付記すること。）
2020	建設系混合廃棄物（管理型含む）		建設工事からでた管理型廃棄物で不可分一体のもの（混合している廃棄物の種類を付記すること。）
2100	安定型混合廃棄物		安定型廃棄物で不可分一体のもの（混合している廃棄物の種類を付記すること。）
2200	管理型混合廃棄物		管理型廃棄物で不可分一体のもの（混合している廃棄物の種類を付記すること。）
2300	シュレッダーダスト		シュレッダーダスト
2410	建設系混合廃棄物（石綿含有産業廃棄物）		石綿含有産業廃棄物である建設系混合廃棄物
2420	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物）		石綿含有産業廃棄物であるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
2430	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物）		石綿含有産業廃棄物である廃プラスチック類
2440	がれき類（石綿含有産業廃棄物）		石綿含有産業廃棄物であるがれき類
2450	紙くず（石綿含有産業廃棄物）		石綿含有産業廃棄物である紙くず
2460	木くず（石綿含有産業廃棄物）		石綿含有産業廃棄物である木くず
2470	繊維くず（石綿含有産業廃棄物）		石綿含有産業廃棄物である繊維くず
2500	水銀使用製品産業廃棄物		水銀使用製品産業廃棄物である電池類
			水銀使用製品産業廃棄物である蛍光灯・ランプ
			水銀使用製品産業廃棄物である医薬品
			水銀使用製品産業廃棄物である血圧計・体温計
			その他の水銀使用製品産業廃棄物
2600	水銀含有ばいじん等		水銀含有量が15mg/kgを超えるばいじん
			水銀含有量が15mg/kgを超える燃えがら
			水銀含有量が15mg/kgを超える汚泥
			水銀含有量が15mg/Lを超える廃酸
			水銀含有量が15mg/Lを超える廃アルカリ
			水銀含有量が15mg/kgを超える鉱さい
3000	廃自動車		廃自動車、バイク、自転車
3100	廃電気機械器具（一般名称を付記）		蛍光灯、パーソナルコンピューター、冷蔵庫、自動販売機等で不可分一体のもの（一般名称を付記すること。）
3500	廃電池類		鉛蓄電池、乾電池
3600	複合材		複合材

★は、下記の表の業種に該当する場合、産業廃棄物となる。

種類	業種等
紙くず	1　建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） 2　新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの。） 3　出版業（印刷出版を行うものに限る。） 4　製本業 5　印刷物加工業 6　パルプ、紙又は紙加工品製造業（パルプの製造業除く。） 7　PCBが塗布され、又は染みこんだもの
木くず	1　建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） 2　木材・木製品製造業（家具の製造業を含む。） 3　パルプ製造業 4　輸入木材の卸売業 5　物品賃貸業 6　PCBが染みこんだもの
繊維くず	1　建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） 2　繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。） 3　PCBが染みこんだもの
動植物性残渣	1　食料品製造業、2　医薬品製造業、3　香料製造業
動物のふん尿	畜産農業
動物の死体	畜産農業

＊物品賃貸業の事業活動に伴い生じた木くず、及び貨物流通のために使用したパレット（業種限定無し）は産業廃棄物「木くず」に該当する。（平成20年4月1日より施行）

別表3　特別管理産業廃棄物分類表

特別管理産業廃棄物		例示
7000	引火性廃油	揮発油類（ガソリン、エーテル、ベンゼン等）、灯油類、軽油類、 石油系溶剤
7010	引火性廃油（有害）	水銀等有害物質を含む引火性廃油
7100	強酸	pH 2.0以下の酸
7110	強酸（有害）	水銀等有害物質を含む強酸
7200	強アルカリ	pH 12.5以上のアルカリ
7210	強アルカリ（有害）	水銀等有害物質を含む強アルカリ
7300	☆感染性廃棄物	病院、衛生検査機関、介護老人ホーム、動物の診療施設等から検査に使用された後、排出されたもので、血液、感染性病原体等が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらの恐れがあるもの 注射針、メス、手袋、試験管、シャーレ等
7411	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
7412	PCB汚染物	PCBが塗布されたり染みこんだ紙くず、木くず、繊維くず、PCBが付着、若しくは封入された廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類等
7413	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの
7421	☆廃石綿等（飛散性）	石綿建材除去事業、特定粉じん発生施設で発生するもの
7422	指定下水汚泥	指定下水汚泥
7423	鉱さい（有害）	鉱さい（基準値を超える有害物質を含むもの）
7424	☆燃えがら（有害）	燃えがら（基準値を超える有害物質を含むもの）
7425	☆廃油（有害）	廃油（基準値を超える有害物質を含むもの） 塩素系廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）等
7426	☆汚泥（有害）	汚泥（基準値を超える有害物質を含むもの） 塩素系カートリッジ、スラッジ（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等）
7427	☆廃酸（有害）	廃酸（基準値を超える有害物質を含むもの）
7428	☆廃アルカリ（有害）	廃アルカリ（基準値を超える有害物質を含むもの）
7429	☆ばいじん（有害）	ばいじん（基準値を超える有害物質を含むもの）
7430	13号廃棄物（有害）	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、以上の産業廃棄物に該当しないもの（基準値を超える有害物質を含むもの）
7440	☆廃水銀等	特定施設において生じた廃水銀等 水銀等が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から回収した廃水銀
7900	その他の特別管理産業廃棄物（一般名称を付記）	上記に分類できない特別管理産業廃棄物であって、不可分一体のもの（一般名称を付記すること。）

☆業種若しくは施設限定等あり

別表４　産業廃棄物換算係数表（参考値）

産業廃棄物の種類		換算係数（ｔ/m^3）	
		従来値　（兵庫県多量排出事業者報告記載）	環境省通知記載値（平成18年12月27日 環廃産発第061227006号）
1	燃え殻	1.14	
2	汚泥	1.10	
3	廃油	0.90	
4	廃酸	1.25	
5	廃アルカリ	1.13	
6	廃プラスチック類	0.35	
7	紙くず	0.17	0.30
8	木くず	0.55	
9	繊維くず	0.12	
10	動植物性残渣	1.00	
11	ゴムくず	0.52	
12	金属くず	1.13	
13	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.20	1.00
14	鉱さい	1.60	1.93
15	がれき類	1.48	
16	動物のふん尿	1.00	
17	動物の死体	1.00	
18	ばいじん	1.26	
19	13号廃棄物	1.48	1.00
20	動植物系固形不要物	1.00	
21	建設系混合廃棄物	0.26	
22	廃電気機械器具	1.00	
23	感染性廃棄物	0.30	
24	廃石綿等（飛散性）	0.30	
25	廃水銀等	13.57	

【注意事項】

あくまでもマクロ的な重量を把握するための参考値であるため、各事業場で排出している産業廃棄物について自社で換算できる場合はその値を使用し、報告すること。

標記の係数を使う場合、2種類あるものについてはそれぞれの廃棄物の性状にあった係数を用いること。判断が付かない場合は従来値（兵庫県多量排出事業者報告記載）を用いてよい。

特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1～19に該当する品目の換算係数に準拠する。

2トン車1台という場合には、積載した廃棄物の堆積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。